

各種補助金制度などについて

▼市では、できるだけ早く皆さんに、水洗トイレへの改造工事などを進めていただくため、補助金制度を設けています。対象者は、自己資金で水洗トイレの改造工事や、排水を公共下水道に接続する（排水整備）工事を行う個人のうち、居住用住宅（新築を除く）の所有者または、その所有者の同意を得た使用者で、「①処理開始の日から1年以内に汲み取りトイレを水洗トイレに改造し、同時に排水設備の設置工事を完了させること」「②市税および受益者負担金を滞納していないこと」の要件を満たしている方となります。

●補助金額

- ①汲み取りトイレおよび排水設備の改造を同時に行ったとき …………… 4万3,000円
- ②浄化槽から公共下水道に切り替えたとき …………… 1万3,000円

●補助金の申請手続き・交付について

市への申請手続きは、指定工事店にご相談ください。補助金は、工事完了後に申請者の銀行口座へ振り込まれます。

●前納報償金制度

受益者負担金を2年以上まとめて前納すると、総額に対して次の割合で前納報償金が支給されます（ただし個人が所有する土地に限る）。

- ◎2年分で約1% ◎3年分で約3%
- ◎4年分で約7% ◎5年分で約12%

※報償金の対象となる納付期限は、各年度の第1期（7月31日まで）の納期限内です。

■融資あっせん制度をご利用ください

▼市では、できるだけ早く皆さんに、水洗トイレへの改造工事と排水設備の設置をしていただくため、工事資金融資あっせんを無利子で行っています。

●融資あっせん対象者

個人が所有する居住用住宅（店舗共用住宅などの住居部分含む）または、その所有者の同意を得た使用者で、市内に住所を有し、次の要件を備えている方

- ①所有者または使用者が法人でないことおよび新築住宅でないこと
- ②自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること
- ③市税、受益者負担金の滞納がないこと
- ④融資金の償還能力があること
- ⑤市内居住の連帯保証人があること（上記③④の要件を備えている方）

●融資額

・汲み取りトイレの改造および排水設備の設置を同時に行う際、便器1基の場合58万円以内（便器2基の場合は要相談）

※市への申請手続きは、指定工事店へご相談ください。

●令和2年度 留萌市排水設備指定工事店

所在地	指定工事店名	電話番号
留萌市	伊藤産業株式会社	43-7789
	株式会社熱源	42-3081
	株式会社ハチ口	42-3311
	株式会社不二水道	42-1955
	ナリタ設備	49-2355
	北興機械株式会社	42-3615
	株式会社パイプライン	42-8622
札幌市	日南産業株式会社	011-786-7111
旭川市	株式会社原田設備工業	0166-73-5260
	丸信衛生工業株式会社	0166-23-2528
	大建工業株式会社	0166-60-5500
	株式会社キョウエイ	0166-50-2772
	株式会社エーステック	0166-37-1444
滝川市	株式会社道央ハウジング	0125-24-0357
羽幌町	北日本設備株式会社	0164-62-3592
沼田町	有限会社松尾住設	0164-35-1672
新十津川町	株式会社日出開発	0125-76-2055

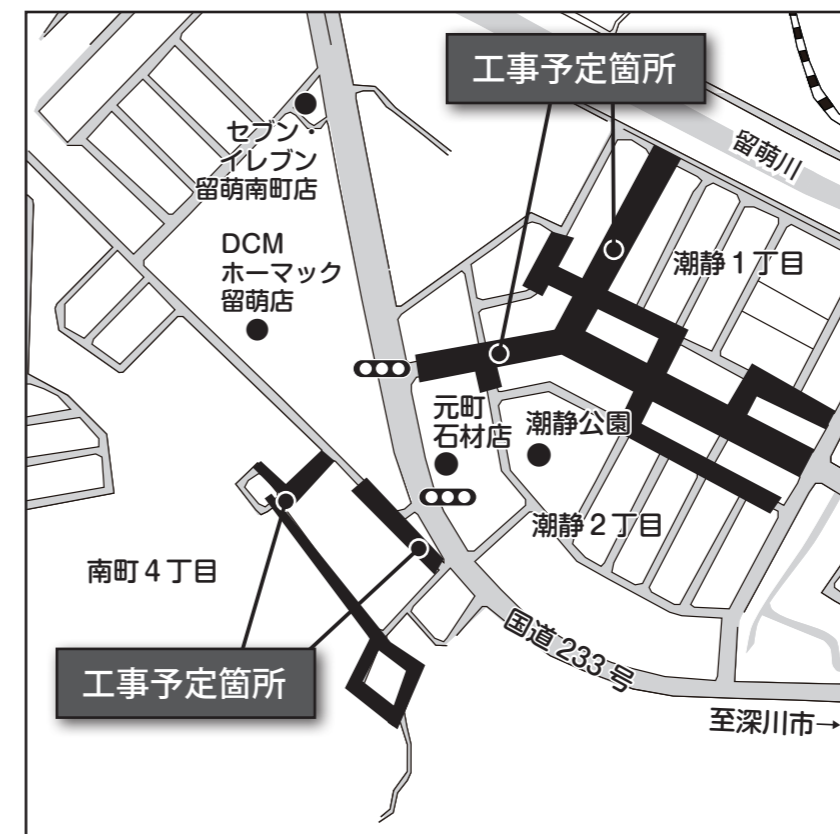


「快適都市づくり」のための 下水道の役割

下水道は、衛生的で快適な生活環境に役立っているとともに、浸水被害の発生を防いでいます。

問 市・上下水道課 ☎ 42-2049

「下水道污水管整備工事」にご協力を！



▼市では、平成31年度から東部地区および潮静地区で下水道污水管整備工事を行っています。令和2年度の工事予定箇所は、「南町4丁目」「潮静1丁目」「潮静2丁目」の一部となります。（左記地図参照）

ご協力をお願いします

工事期間中は、工事に伴う騒音などで近隣住民の皆さんにご迷惑を掛ける場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、歩行者や車両を対象にした交通規制を行っている場合がありますので、現場付近を通行する際は、係員の指示に従ってください。

ご存じですか？ 「受益者負担金制度」

公共下水道の建設には、膨大な費用と長い年月が必要です。その費用については、「国からの補助金」「市債」「受益者負担金」などで賄われています。このため、公共下水道が整備されることで利益を受ける方には、建設費の一部を負担していただいています。

●負担金の対象となる土地

市では、下水道が使用できるようになる地域を、「賦課（租税などを割り当てて負担してもらうこと）対象区域」として告示します。そして、区域の土地保有者には、申請書を送付して土地の地番や地積、受益者名などを申告していただきます。その申告書に基づき、各受益者の負担金額が決定します。なお、申告がない場合は、公簿に基づいて負担額を決定します。

●負担金の額

受益者に負担していただく負担金は、1㎡当たりの単位負担金額510円に面積を乗じた額です。

※受益者負担金額

＝510円×所有面積（㎡）